

C'BON

第59期 定時株主総会

招集ご通知

[開催日時]

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

[開催場所]

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンター
ROOM A・B

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

[決議事項]

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件



本株主総会における
お土産の配付・株主懇談会等はありません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社シーボン

証券コード 4926

私たちは、創業以来、『美を創造し、演出する』という企業理念のもと、お客様の肌に最後まで責任を持つ」ことを第一に、誠実な製品づくりと丁寧なサロンサービスに徹してまいりました。多くの女性に魅力と自信を提供し、日々の生活に輝きを持っていただく。そのことを通して、社会に貢献してまいりました。

シーボンは、皆様のお力添えのお陰で、まもなく60周年を迎えます。この節目において、激変する社会環境と価値観の変化にしなやかに対応し、全ての人が幸せな気持ちで過ごせるように、未来に向けた新しい『価値』を追求、提案し続けるための新たなPhilosophyを制定しました。

シーボンは新しく生まれ変わります。

ミッション

美を創造し、演出する Orchestrate the Beauty

ビジョン

未来を拓く Above and Beyond

バリュー 4c

ミッション・ビジョンを実現し、
継続していくために基本となる価値・行動規範

- | | |
|------------------|---|
| [CUSTOMER] | 『お客様の肌に最後まで責任を持つ』ことを約束します。 |
| [CONTRIBUTION] | 人と地球に優しい、持続可能な活動を推進します。 |
| [CONFIDENCE] | 公正な判断・誠実な行動・創造的な発想で
人を豊かで、幸せにする 製品・サービスを提供します。 |
| [CHARM] | 感謝・感動・尊重を大切に、探求心と誇りを持ち
革新と挑戦を続けていきます。 |

株主各位

証券コード：4926

2024年6月7日

(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役社長 崎山 一弘
執行役員

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cbon.co.jp/company/ir/stockinfo/meeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4926/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シーボン」又は「コード」に当社証券コード「4926」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、本総会の議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」を検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
ROOM A・B
(末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第59期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- (2) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

<株主様へご案内> 必ずお読みください

- ◎本株主総会におけるお土産の配付・株主懇談会等はありません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の個別注記表なお、これらの事項は、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶ <https://www.cbon.co.jp/company/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

デザイン用QRコード

見本

デザインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

票の総数 XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

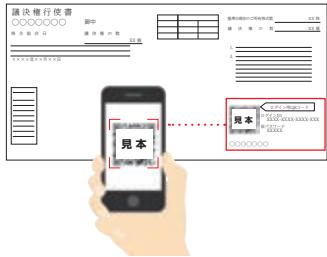
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

〔 第 1 号議案 〕 取締役 7 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	いぬ つか まさ ひろ 犬塚 雅大	代表取締役会長	17/17回 (100%)	再任
2	さき やま かず ひろ 崎山 一弘	代表取締役社長 執行役員	17/17回 (100%)	再任
3	すが わら けい こ 菅原 桂子	取締役 執行役員 事業本部 責任者	17/17回 (100%)	再任
4	ほり ずみ てる お 堀住 輝男	執行役員 商品開発本部 責任者	—	新任
5	いわ た いさお 岩田 功	社外取締役	17/17回 (100%)	再任 社外 独立
6	やま だ な お こ 山田 奈央子	—	—	新任 社外 独立
7	おお すぎ はる こ 大杉 春子	—	—	新任 社外 独立

(注) 上記の取締役会出席状況に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

1

いぬ づか まさ ひろ
犬塚 雅大

(1954年6月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 733,560株

再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	当社入社	2019年4月	当社代表取締役会長 兼執行役員
1978年9月	当社美容部長	2019年6月	当社代表取締役会長兼社長 執行役員
1981年9月	当社取締役営業部長	2021年4月	当社代表取締役会長（現任）
1984年9月	当社取締役副社長		
1986年7月	当社代表取締役社長		
2005年12月	当社代表取締役会長		



▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、1986年から2005年まで代表取締役社長、また2005年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

さき やま かず ひろ
崎山 一弘

(1963年3月18日生)

所有する当社の株式数 …………… 28,000株

再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社入社	2018年6月	当社取締役兼 執行役員 営業本部担当
1985年8月	(株)チサンレストラン 入社	2020年1月	当社専務取締役 執行役員 事業本部 本部長
1990年1月	当社入社	2021年4月	当社代表取締役社長 執行役員 (現任)
2003年2月	当社執行役員 営業本部直販営業部長		
2005年6月	当社取締役 営業本部 直販営業部担当		
2013年6月	当社執行役員		



▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門に従事し、シーボンの事業全体を強力なリーダーシップをもって牽引してきたことから、今後もその豊富な経験と能力を活かし、当社を牽引し事業をさらに発展させることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

すが わら けい こ
菅原 桂子

(1971年9月21日生)

所有する当社の株式数 …………… 11,720株

再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1993年1月 当社入社

2002年7月 当社第4エリア エリア長

2015年4月 当社直販営業部 営業部長

2016年1月 当社直販営業部 執行役員

2020年1月 当社事業本部 執行役員

2021年6月 当社取締役 執行役員
事業本部 責任者（現任）

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 取締役候補者とした理由

入社以来、直営店舗の営業に従事し、直営事業の牽引及び美容社員の教育体制強化を推進すると共に、既存のやり方にとらわれない新しい施策やアイデアで、組織力を強化してまいりました。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ほり ずみ てる お
堀住 輝男

(1971年10月12日生)

所有する当社の株式数 …………… 1,250株

新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1996年4月 花王(株)入社

2017年9月 当社入社

2019年4月 当社商品開発本部 執行役員

2021年6月 当社執行役員 商品開発本部
責任者（現任）

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 取締役候補者とした理由

他社における豊富な実務経験に基づき、入社以来、研究開発業務及び商品開発業務に携わり、化粧品の開発、原料メーカーや大学との共同研究と共に、新たな市場創造を図ってまいりました。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

5

いわ た
岩田 功

(1959年3月14日生)

所有する当社の株式数 ……………

一株

再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	(株)三陽商会 入社	2020年1月	同社取締役
2013年3月	同社取締役 執行役員	2021年6月	当社社外取締役 (現任)
2014年4月	同社取締役 常務執行役員	2022年6月	日本フェルト(株) 社外監査役 (現任)
2017年1月	同社代表取締役社長 兼 社長執行役員		

▶ 重要な兼職の状況

日本フェルト(株) 社外監査役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

経営企画部門を中心に、新規事業の立ち上げ及び運営のほか、海外子会社役員等の実績があり、経営者としての豊富な経験と幅広い知識が当社の経営に活かされていると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

6

やま だ
山田 奈央子

(1978年10月31日生)

所有する当社の株式数 ……………

一株

新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2002年4月	(株)ワコール 入社	2021年7月	(社)日本フェムテック協会設立 代表理事 (現任)
2006年6月	(株)シルキースタイル創業 代表取締役 (現任)	2022年11月	ヤマトインターナショナル(株) 社外監査役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

(株)シルキースタイル 代表取締役
(社)日本フェムテック協会 代表理事
ヤマトインターナショナル(株) 社外監査役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

マーケティング会社等での経営経験と事業戦略、メディア戦略及び販売戦略等に関する専門的知識を有していることから、豊富な経験と知識が当社の事業に活かされていると考え、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

▶ **略歴、当社における地位及び担当**

2003年10月 ユニオンツール(株) 入社
2009年4月 熊西染色工業(株) 入社
2014年5月 レイザー(株)創業 代表取締役 (現任)

2020年7月 (株)日本リスクコミュニケーション協会設立
代表理事 (現任)

▶ **重要な兼職の状況**

レイザー(株) 代表取締役
(株)日本リスクコミュニケーション協会 代表理事

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ **社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

コミュニケーション戦略に関するコンサルティングや(株)日本リスクコミュニケーション協会の代表理事として危機管理に関する専門的知識を有していることから、豊富な経験と知識が当社の経営に活かされていると考え、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2024年3月31日現在の状況であります。
2. 山田奈央子氏の戸籍上の氏名は雲林院奈央子であります。
3. 岩田功氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 岩田功氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。また、山田奈央子氏及び大杉春子氏についても、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者としての独立性につきましては、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者はいずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は非業務執行役員であった事実はありません。
 - (2) 社外取締役候補者はいずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。
 - (3) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実はありません。
 - (4) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、3親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
 - (5) 社外取締役候補者はいずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
6. 当社は、岩田功氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、山田奈央子氏及び大杉春子氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役に就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

新経営体制におけるスキルマトリックス

・本定時株主総会の第1号議案をご承認いただいた場合における新経営体制のスキルマトリックスは、次のとおりであります。

氏名	役職名	 企業経営	 ガバナンス リスクマネジメント	 財務 会計	 営業 マーケティング	 製造 品質	 人事労務	 グローバル
犬塚 雅大	代表取締役会長	○	○		○			
崎山 一弘	代表取締役社長 執行役員	○	○		○			
菅原 桂子	取締役 執行役員 事業本部 責任者	○			○	○		
堀住 輝男	取締役 執行役員 商品開発本部 責任者	○			○	○		
岩田 功	取締役 (社外)	○	○	○				○
山田奈央子	取締役 (社外)				○	○	○	
大杉 春子	取締役 (社外)		○				○	○
松本 裕右	執行役員 管理本部 責任者	○		○			○	

経営をモニタリングするため「企業経営」「ガバナンス・リスクマネジメント」「財務・会計」のスキルをもつ取締役が必要であると認識しております。また、サロン事業の成長のための「営業・マーケティング」、顧客ニーズを反映した高品質な商品づくりのための「製造・品質」、ESとCSを実現するための「人事・労務」、そして成長分野である海外事業の展開を推進していくための「グローバル」のスキルを組み入れ、以上7項目を当社の取締役に必要とされるスキルセットとして策定しております。

〔 第2号議案 〕 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名のうち、伊藤三奈氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

きのした
木下
あや
愛矢

(1982年2月21日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株

新任

▶ 略歴、当社における地位

2007年12月 弁護士登録

2008年1月 シティユーワ法律事務所入所

2009年6月 東京紙パルプ交易(株)

社外監査役(現任)

2022年1月 シティユーワ法律事務所

パートナー(現任)

▶ 重要な兼職の状況

東京紙パルプ交易(株) 社外監査役

シティユーワ法律事務所 パートナー

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 社外監査役候補者とした理由

弁護士として上場企業のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス関連の豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場からの視点を監査に反映させられるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2024年3月31日現在の状況であります。
2. 木下愛矢氏の戸籍上の氏名は齋愛矢であります。
3. 木下愛矢氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 社外監査役候補者は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (2) 社外監査役候補者は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
- (3) 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
5. 当社は、木下愛矢氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

6. 当社は、保険会社との間で、当社の監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。当該候補者が監査役に就任した場合、当該候補者は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

● 経済状況

当連結会計年度(2023年4月1日～2024年3月31日)における日本国内の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化やインバウンド需要の回復により、回復基調で推移いたしました。東欧や中東情勢の緊迫化や中国経済の拡大鈍化等の国際的な情勢不安、世界的な金融引き締めや原材料及びエネルギー価格の高騰に伴う物価上昇等、消費行動の持ち直しには不安材料があり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

● シーボンの取り組み

こうした経営環境の中、当社グループの主力事業である直営店舗事業は、日本国内の人流の増加に伴い、緩やかな回復基調にあり、2023年3月期に引き続き新規顧客は増加傾向にあります。2024年3月期からスタートした中期経営計画の初年度として、「製品価値向上」「サロン価値向上」「新しい価値の創造」の3つの重点課題に取り組み、売上高の向上及び顧客層の拡大に努めてまいりました。

また、新中期経営計画の策定と合わせ、激変する社会環境と価値観の変化にシなやかに対応し、未来に向けた新しい「美」を追求、提案し、必要とされる企業であり続けるために、ブランディングプロジェクト「60th Anniversaryプロジェクト」を始動いたしました。2024年の新社屋竣工、2026年の創業60周年に向けて、サステナブルな社会に貢献する企業を目指してまいります。

当期の主な新製品



スリール
3Way毛穴
マイルドスクラブ
スリール
毛穴クレイパック



CoresBRIGHTEN



フェイシャルリスト
プライタップ
UVクッション



シーボン
トータル
エンハンサー

4月

5月

6月

7月

● 当期の業績

「サロン価値向上」を目的に、10月にフェイシャリストサロンの会員規約を一部改定いたしました。当社のビューティーアップ・ポイント（以下、BP）の利便性向上のため、BP交換品の充実やBPを使用した施術メニューを増やすなど、サービスの拡充を図ってまいりました。しかしながら、BPの価値変更による一過性の処理の影響に伴い「収益認識に関する会計基準」に則り、契約負債を201,742千円に計上したことにより、売上高にも影響いたしました。

この結果、当連結会計年度における連結売上高は、8,498,973千円（前期比0.3%減）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」による影響額を除く実質の売上高は前期比2.1%増となりました。利益面におきましては、連結子会社ジャフマックの一部製品において、酒税法の基準である1%を超えるアルコールが残存している可能性があるため、自主回収等の対応を行った影響による製品返品費用等を計上したことにより、営業利益は29,399千円（前期は営業損失145,253千円）、経常利益は43,983千円（前期は経常損失127,071千円）となりました。また、六本木本社ビルの追加解体撤去費用や、店舗の改装等に伴う固定資産除却損を、特別損失に18,167千円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は26,348千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失421,768千円）となりました。

● 主な取り組み

重点課題①「製品価値向上」

研究開発活動においては、外部研究機関との連携や社内研究の推進により、新たな皮膚科学理論の構築や独自原料開発とその有効性の解明、当社サロン施術のエビデンスの取得等に取り組み、製品・サービスの価値向上を図ってまいりました。

当期は「肌と心を科学する」というR&Dパーパスのもと、共同研究先である学術機関の研究力と当社のストレス研究の知見を活かし、心理状態がもたらす肌への影響について網羅的な解析手法を取り入れた研究に着手いたしました。網羅的解析から広く現象を捉えると共に未知の可能性を見出し、自社独自の理論構築を進めてまいります。



シーボン
オールデイ
パーフェクトベール



シーボン
マスカレード
エフェクター



シーボン
AC
Vリフトセラム



シーボン
スキン
アクティベーター

10月

11月

1月

製品開発においては、全社ブランディングに伴い、主力製品であるトリートメントマセを中心に、クレンジングクリームのリブランディングによる新たな製品価値の付与に取り組みました。引き続き当社製品・サービスの優位性の明確化と独自性を追求することにより、お客様の肌と心に寄り添う製品づくりを進めてまいります。

<2024年3月期の主な研究発表>

肌細胞のコミュニケーション物質エクソソームが心理ストレスの影響を受けることを発見
(2023年12月 日本分子生物学会)

重点課題②「サロン価値向上」

直営店舗では、「サロン価値向上」のため、「新たな顧客の開拓」及び「ロイヤルカスタマーの醸成」の2点を重要な要素と考え、施策を実施してまいりました。

新たな顧客の開拓に関しましては、日本国内の経済環境が正常化に向かい、人流が回復傾向にあったことの追い風もあり、サンプリングや肌チェックを通じたイベントでの新規顧客の集客数が増加したことに加え、このような従前から実施している新規集客活動のほか、異業種とのコラボレーションとして、ヨガ講師や着物の着付け教室等とコラボした美肌セミナーを実施するなど、新たな施策を推進した結果、新規顧客の来店数は前期比104.3%、新規顧客に対する売上高は前期比106.8%と大きく伸ばいたしました。また、WEBからの新規顧客の流入につきましても引き続き重要視しており、経営資源を投下しております。リブランディングに合わせて、ブランドサイトやブランド動画などのリニューアルを行い、短期的な新規顧客の流入だけに焦点を当てるのではなく、中長期的な当社の認知拡大に向け、ブランド動画をTVerやYouTube等での配信を行っております。

ロイヤルカスタマーの醸成に関しましては、ロイヤルカスタマー専用デスクの設置や、ロイヤルカスタマー限定の施術メニューやポイント交換製品の拡充、店舗でのロイヤルカスタマー感謝デーの実施等、多くの施策を実施した結果、当連結会計年度の期初から増加傾向にあります。加えて、リブランディングに伴う店舗改装を池袋店や千葉店等の9店舗で実施いたしました。当該店舗改装では、ロイヤルカスタマー専用の施術ルームの設置や、ロイヤルカスタマー専用の導線設計などを行っており、ロイヤルカスタマーの満足度向上及びロイヤルカスタマーへ移行する動機付けに繋がっております。また、通常の施術エリアのプライベート空間の確保等を図っており、多くのお客様より満足の声をいただき、ロイヤルカスタマー以外のお客様のサロンの来店率や単価の向上にも繋がっております。

既存顧客全体への売上高に関しましては、継続数^{*}は既存顧客の減少に対して新規顧客の流入がまだまだ追いついておらず、前期比97.2%と前年を下回る状況が続いておりますが、ロイヤルカスタマーの増加等の施策が功を奏し、既存顧客の購入単価は前期比101.7%と向上したため、既存顧客への売上高は前期比98.9%となりました。

重点課題③「新しい価値の創造」

「新しい価値の創造」のため「ヘア事業の拡大」、「小売り用製品の開発・販売」、「海外販路の拡大」に注力しております。

ヘア事業の拡大に関しましては、10月にヘアサロンneafにおいて、六本木店、恵比寿店に続き3店舗

目となるヘアサロンneaf蒲田店をシーボン フェイシャリストサロン蒲田店に併設する形でオープンいたしました。既存のフェイシャリストサロンとの併設により、既存顧客の相互送客を促すとともに、新規顧客との接点拡大を図っております。また、「365日いつもいい髪。」をコンセプトとしたヘアトリートメント専用サロン「イマトリ」の1号店である春日店を1月に文京区にオープンいたしました。この「イマトリ」はキャッシュレスのセルフレジや、オートシャンプー機等で徹底的な省人化を図っており、通常的美容室で行うものと同等のサロントリートメントを1回1,500円（税込1,650円）にて提供するという新形態のヘアトリートメント専用サロンです。現状では、概ね想定通りの進捗となっており、引き続き動向を注視しながら、更なる出店を行ってまいります。

「小売り用製品の開発・販売」に関しましては、4月に「スリール3Way毛穴マイルドスクラブ」及び「スリール毛穴クレイパック」の2品を発売いたしました。初動は当社の想定を超える反響をいただき、販売店舗数も順調に増加し400店舗を超えるなど大きく拡大しておりましたが、足元の販売個数は足踏み状態にあります。広告宣伝等により更なる認知の拡大を図るとともに、新たなラインナップの追加等も適宜検討を進めてまいります。

「海外販路の拡大」に関しましては、中国を中心に販路の拡大を図ってまいりました。2023年9月までは前期を上回る売上高となったものの、ALPS処理水の海洋放出による、中国での日本企業の化粧品の不買運動等の影響を受け2023年10月以降は受注が落ち込み、当初想定を下回る結果となりました。このような状況を改善すべく、ベトナムやUAE等での販売を活発化させたものの、当初想定との乖離を埋めるには至らず、当連結会計年度の予実差異の大きな要因となっております。

※ 継続数：1ヵ月に1回以上来店のあるお客様ののべ人数

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第56期 (2021年3月期)	第57期 (2022年3月期)	第58期 (2023年3月期)	第59期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	9,101,930	9,153,473	8,525,428	8,498,973
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△509,815	301,299	△127,071	43,983
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△621,872	44,872	△421,768	△26,348
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△145.27	10.48	△98.53	△6.16
総資産 (千円)	9,564,741	9,563,362	8,838,730	8,808,706
純資産 (千円)	7,596,508	6,200,568	5,710,190	5,659,857
1株当たり純資産額 (円)	1,773.54	1,447.45	1,333.71	1,321.57
自己資本比率 (%)	79.4	64.8	64.6	64.2
自己資本当期 純利益率 (R O E) (%)	△7.9	0.7	△7.1	△0.5

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第56期 (2021年3月期)	第57期 (2022年3月期)	第58期 (2023年3月期)	第59期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	8,918,470	8,992,180	8,346,924	8,327,284
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△506,971	309,228	△126,777	103,426
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△618,663	53,315	△420,490	28,339
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△144.53	12.46	△98.23	6.62
総資産 (千円)	9,556,521	9,570,867	8,842,241	8,871,761
純資産 (千円)	7,639,782	6,245,507	5,753,601	5,755,706
1株当たり純資産額 (円)	1,783.65	1,457.95	1,343.86	1,343.94
自己資本比率 (%)	79.9	65.2	65.1	64.8
自己資本当期 純利益率 (R O E) (%)	△7.8	0.8	△7.0	0.5

(注) 第57期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号 2021年3月26日)を適用しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました当社グループの設備投資の総額は155,698千円となりました。その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備の増設、移設、改装
生産センター他の機械及び装置等に係る設備、ソフトウェア等の増設
4店舗の建物附属設備、工具器具等に係る設備の改装

なお、当連結会計年度における設備の除却損は9,868千円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の除却、撤去
研究開発センター他の工具器具備品等に係る設備の除却
8店舗の移設、改装、撤退の建物附属設備他に係る設備の除却並びに原状回復費
4店舗の移設、撤退の建物附属設備、工具器具に係る設備の撤去

4. 資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャフマック	17百万円	100%	醗酵食品の製造・販売
倩朋（上海）化粧品有限公司	80百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売
株式会社クリニメディック	9百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売

6. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、化粧品及び医薬部外品の製造及び販売です。

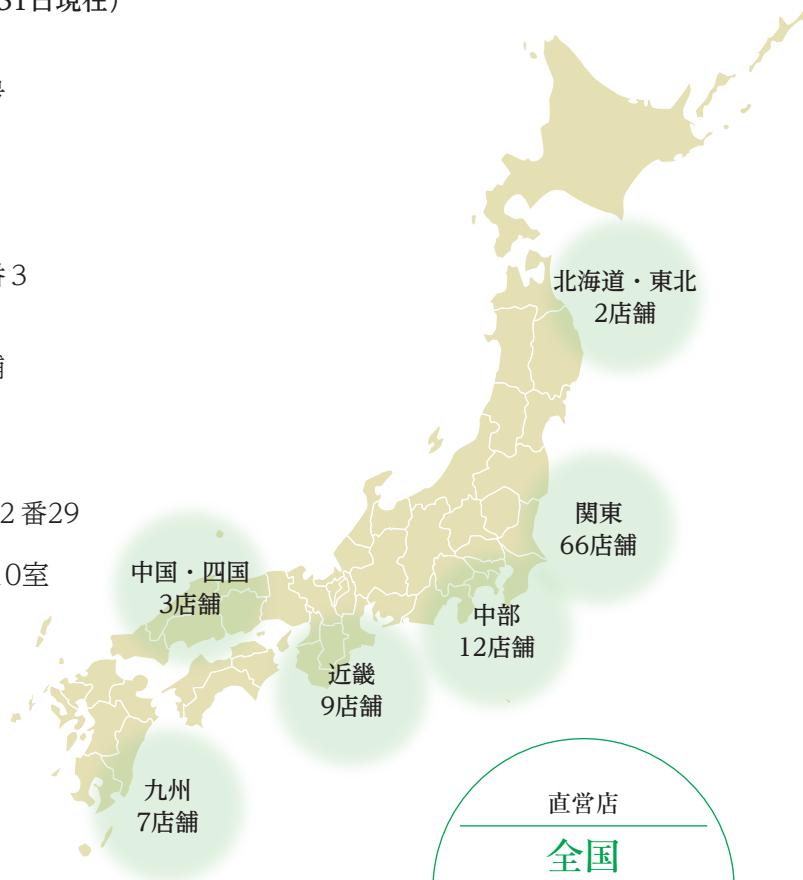
7. 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

（1）当社の主要な営業所

- ①本店
東京都港区六本木七丁目18番12号
- ②青山オフィス
東京都港区北青山二丁目13番5号
- ③生産センター
栃木県河内郡上三川町多功2524
- ④研究開発センター
栃木県河内郡上三川町多功2570番3
- ⑤直営店
フェイシャリストサロン 95店舗
C'BON Hair Salon neaf 3店舗
イマトリ 1店舗

（2）子会社

- ①株式会社ジャフマック
東京都新宿区市谷砂土原町一丁目2番29
- ②倩朋（上海）化粧品有限公司
上海市浦東新区張楊路158号1310室
- ③株式会社クリニメディック
東京都港区北青山二丁目13番5号



直営店

全国
99店舗

(2024年3月31日現在)



生産センター

研究開発センター



8. 使用人の状況（2024年3月31日現在）

①企業集団の使用人数の状況

部門区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
本 社 部 門	108 (62)	△6 (△5)
直 販 営 業 部 門	535 (148)	△40 (△9)
生 産 部 門	46 (57)	2 (△1)
そ の 他	5 (10)	1 (△2)
合 計	694 (277)	△43 (△17)

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

②当社の使用人の状況

	使用人数 （名）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）
男 性	69 (14)	42.7	12.6
女 性	620 (253)	39.2	13.0
合計又は平均	689 (267)	39.5	13.0

(注) 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

9. 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

11. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響は完全に収束し、人流は引き続き順調に回復基調にあるものと見込まれます。しかしながら、日本国内での物価高騰による個人消費の冷え込みや、東欧や中東等の情勢不安、中国経済の成長鈍化等、不確実性も高く、不透明な情勢が続くものと見られます。

当社グループにおきましても、長く続いたコロナ禍の影響により新規集客場所確保の難化や既存顧客の離脱等、厳しい状況が続いたものの、コロナ禍の収束による国内人流の回復等、明るい兆しも見えており、2024年3月期よりスタートした新たな中期経営計画のもと、「製品価値向上」「サロン価値向上」「新しい価値の創造」という3つの重点課題を着実に実行することにより、再成長を目指してまいります。

<2025年3月期の取り組み>

①「製品価値向上」

肌と心を科学して、お客様に安心と安らぎを提供することをR&Dの意義（パーパス）とし、当社技術の盤石化と、技術と製品価値の市場への認知度拡大を目指します。基礎研究においては、外部研究機関との連携や社内研究により肌と心の関係について新たな皮膚科学理論を構築し、技術シーズとして新規技術開発を行い、製品価値への展開をしております。また、新たな着眼点からのアプローチも探求し続け、自社研究と製品・サービスの市場優位性・独自性を高めてまいります。製品開発においては、スターブランド・スターアイテム育成に注力し、ホームケア製品の認知と価値を高めることで新規顧客の獲得及び既存顧客の満足度向上を目指します。加えて、サロン発想のスキンケア製品と技術をサロン以外で展開することで、新規事業や海外事業、OEM、ODM受託事業等、新しい事業展開を行っております。

②「サロン価値向上」

サロン価値の向上のためには、引き続き「新たな顧客の開拓」と「ロイヤルカスタマーの醸成」が重要であると考えております。

新たな顧客の開拓として、リブランディングに伴うお肌チェック等行う集客ブースの刷新を随時進めております。これらのイベントブースの刷新に加え、大型のイベントでは、肌チェックのみならずクレンジングや洗顔等の当社主力製品のデモンストレーションや、新規代理店の商談コーナーを設ける等、更なる接点の拡大に努めてまいります。また、リブランディングに伴うトリートメントマセを中心としたクレンジングクリーム等のリニューアル、六本木本社ビルの竣工に合わせて、リリースやメディア向けの製品説明会を開催し、認知の拡大に繋げてまいります。

ロイヤルカスタマーの醸成においては、ブランディングプロジェクトの始動とともに、パーソナルな体験を提供できる空間の演出等、顧客にとってさらに居心地の良いサロンとなるよう、店舗のリニューアルを順次行っており、2025年3月期は12店舗の改装・移転を計画しております。加えて、ロイヤルカスタマー限定の工場見学等も予定しており、更なるロイヤリティ向上に繋げてまいります。

③「新しい価値の創造」

ヘア事業に関しましては、基盤であるヘアサロンneafの継続的な拡大とともに、2024年1月に新設いたしましたヘアトリートメント専用サロン「イマトリ」の事業拡大を図ってまいります。「イマトリ」は1号店・春日店の初期動向が概ね当初の計画通りであることを鑑み、5月に2店舗目となる大森店を開店いたしました。加えて、7月には3号店となる伊勢佐木モール店の開店も予定しております。顧客の反応やリピート率等を注視し、迅速に今後の出店計画を検討してまいります。

バラエティ市場では、2023年4月に発売した「スリール」の販路拡大、認知度向上に努めてまいります。ロフトやプラザ等での販売を行っていましたが、それらに加え、3月にはドン・キホーテの一部店舗での販売が開始いたしました。引き続きWEB等での広告により認知拡大に努め、売上高の増加に繋げてまいります。

海外事業に関しましては、中国での計画差異を補うべく、中国以外の国での新規販路の開拓を進めているほか、海外企業からのOEMの受託や、インバウンド需要の取り込み等、施策を実施してまいります。

2 会社の現況

1. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,281,200株 |
| (3) 株主数 | 17,253名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
犬塚雅大	733千株	17.13%
株式会社三菱UFJ銀行	120	2.80
シーボン従業員持株会	107	2.50
犬塚公子	95	2.23
安田亜希	95	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	89	2.10
望月暁一	76	1.78
金子靖代	74	1.72
株式会社オリエントコーポレーション	36	0.84
本村善文	35	0.83

- (注) 1. 持株数は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式（689株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

(2024年3月31日現在)

		第3回新株予約権
発行決議日		2022年7月21日取締役会決議
新株予約権の数		190個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 19,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり179,900円 (1株当たり1,799円)
権利行使期間		2024年7月30日から2026年7月29日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 3人

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

1. 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から4年以内(権利行使期間中に限り)に限り、権利を行使することができる。
2. 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
3. その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	犬塚 雅大	—
代表取締役社長 執行役員	崎山 一弘	—
取締役 執行役員	菅原 桂子	事業本部 責任者
取締役 執行役員	瀧 礼江	管理本部 責任者
取締役	岩田 功	日本フェルト株式会社 社外監査役
取締役	黒木 彰子	アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役 大崎電気工業株式会社 社外取締役 パーク24株式会社 社外取締役 勤労者退職金共済機構 資産運用委員会 委員長代理（厚生労働省） 学校法人帝京大学経済学部 教授
常勤監査役	長谷川 浩	—
監査役	伊藤 三奈	ベーカー&マッケンジー法律事務所 特別顧問 ZENMONDO株式会社 代表取締役 KPPグループホールディングス株式会社 社外取締役 ダイドーグループホールディングス株式会社 社外取締役
監査役	立川 正人	立川公認会計士事務所 所長 リーガレックス合同会社 代表社員

- (注) 1. 取締役 岩田功氏及び取締役 黒木彰子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 伊藤三奈氏及び監査役 立川正人氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 伊藤三奈氏は、米国における弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する専門的な知見を有しております。
 4. 監査役 立川正人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役 岩田功氏及び取締役 黒木彰子氏、監査役 伊藤三奈氏及び監査役 立川正人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
 7. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2024年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

(氏名)	(当社における地位及び担当)
堀住 輝 男	執行役員 商品開発本部 責任者
松本 裕 右	執行役員 管理本部 管掌役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役岩田功氏及び取締役黒木彰子氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役伊藤三奈氏及び監査役立川正人氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員、監査役及びすべての子会社の全役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、2022年5月26日開催の取締役会にて一部改訂を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬（但し、業績連動報酬及び株式報酬の支給の有無については、個別に取締役会において決定する。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（基本報酬）のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の固定報酬（基本報酬）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態等を考慮して指名報酬委員会で評価し、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結売上高と連結営業利益額が期初業績予算を達成することを条件に、連結営業利益額の1.0%の金額について、役位別の係数で配分することにより決定する。また、現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。但し、業績連動報酬は、業務執行取締役について支給され、非業務執行取締役、社外取締役、監査役には支給されない。

非金銭報酬等は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、新株予約権を無償で発行する。

（新株予約権）

業務執行取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権の付与を行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個人別の業務執行取締役の固定報酬額（基本報酬額）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態等を考慮して指名報酬委員会で評価後、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。また、現金報酬とし、各月に分割して支払うものとする。

その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申を尊重した上で決定するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法は、指名報酬委員会にて、毎年期末までに取締役の評価及び行動評価を実施し、取締役会に答申を行うものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	93,335	91,885	－	1,450	4
社外取締役	9,600	9,600	－	－	2
計	102,935	101,485	－	1,450	6
監査役 (社外監査役を除く)	8,874	8,874	－	－	1
社外監査役	7,000	7,000	－	－	2
計	15,874	15,874	－	－	3

- (注) 1. 取締役の基本報酬には、確定拠出年金の掛金を含めております。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
また、別枠で2010年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。
なお、当該別枠部分である新株予約権については、「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」に基づき改めて2022年6月29日開催の第57期株主総会において年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 株式報酬の内容は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権であり、割当の際の条件等は「(4) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	岩田 功	日本フェルト株式会社 社外監査役	特別な関係はありません
取締役	黒木 彰子	アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役 大崎電気工業株式会社 社外取締役 パーク24株式会社 社外取締役 勤労者退職金共済機構 資産運用委員会 委員長代理 (厚生労働省) 学校法人帝京大学経済学部 教授	特別な関係はありません
監査役	伊藤 三奈	ベーカー&マッケンジー法律事務所 特別顧問 ZENMONDO株式会社 代表取締役 KPPグループホールディングス株式会社 社外取締役 ダイドーグループホールディングス株式会社 社外取締役	特別な関係はありません
監査役	立川 正人	立川公認会計士事務所 所長 リーガレックス合同会社 代表社員	特別な関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岩田 功	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として議事運営を采配する主導的な役割を果たしております。
取締役	黒木 彰子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。豊富な会社経営の経験と経済分野の知見を活かし、リスクマネジメント・企業価値向上に資する発言等、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監査役	伊藤 三奈	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。国際派弁護士としての専門的見地及び豊富な会社経営の経験から、企業価値向上に資する発言等、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監査役	立川 正人	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、定款に「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨を規定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2024年5月9日開催の取締役会において、1株当たり10円と決議させていただきました。すでに2023年11月6日開催の取締役会において、決議済みの中間配当金1株当たり5円とあわせまして、年間配当金は1株当たり15円となります。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2024年6月27日の予定としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,513,791	流動負債	2,692,878
現金及び預金	3,633,673	買掛金	89,114
売掛金	842,074	1年内返済予定の長期借入金	2,900
商品及び製品	425,734	リース債務	1,344
仕掛品	56,818	未払金	613,123
原材料及び貯蔵品	426,163	未払法人税等	83,880
その他	129,444	契約負債	1,714,498
貸倒引当金	△118	資産除去債務	1,802
固定資産	3,294,915	その他	186,214
有形固定資産	1,947,938	固定負債	455,971
建物及び構築物	726,356	繰延税金負債	78,283
機械装置及び運搬具	50,834	資産除去債務	317,678
工具、器具及び備品	98,455	その他	60,008
土地	244,827	負債合計	3,148,849
建設仮勘定	827,464	純資産の部	
無形固定資産	49,808	株主資本	5,486,308
ソフトウェア	27,942	資本金	483,930
その他	21,866	資本剰余金	367,830
投資その他の資産	1,297,168	利益剰余金	4,636,048
投資有価証券	331,110	自己株式	△1,501
敷金及び保証金	741,889	その他の包括利益累計額	170,678
その他	247,169	その他有価証券評価差額金	163,400
貸倒引当金	△23,000	為替換算調整勘定	7,277
資産合計	8,808,706	新株予約権	2,871
		純資産合計	5,659,857
		負債純資産合計	8,808,706

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	8,498,973
売上原価	2,099,018
売上総利益	6,399,955
販売費及び一般管理費	6,370,555
営業利益	29,399
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,751
受取保険金	10,000
雇用調整助成金	1,268
その他の	4,639
営業外費用	22,659
支払利息	372
社宅等解約損	191
支払手数料	5,027
和解金	1,744
為替差損	324
その他	415
経常利益	8,075
特別損失	43,983
固定資産除却損	9,868
解体撤去費用	8,298
税金等調整前当期純利益	18,167
法人税、住民税及び事業税	25,816
法人税等調整額	52,448
当期純損失	△283
親会社株主に帰属する当期純損失	52,164
	26,348
	26,348

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日 期首残高	483,930	367,830	4,683,799	△1,426	5,534,134
当期変動額					
剰余金の配当			△21,402		△21,402
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△26,348		△26,348
自己株式の取得				△74	△74
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	△47,751	△74	△47,825
2024年3月31日 期末残高	483,930	367,830	4,636,048	△1,501	5,486,308

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023年4月1日 期首残高	169,880	5,027	174,907	1,148	5,710,190
当期変動額					
剰余金の配当					△21,402
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△26,348
自己株式の取得					△74
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,479	2,249	△4,229	1,722	△2,507
当期変動額合計	△6,479	2,249	△4,229	1,722	△50,332
2024年3月31日 期末残高	163,400	7,277	170,678	2,871	5,659,857

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,359,179	流動負債	2,661,585
現金及び預金	3,522,693	買掛金	81,117
売掛金	827,381	リース債務	1,344
商品及び製品	413,272	未払金	598,434
仕掛品	48,396	未払費用	81,606
原材料及び貯蔵品	401,841	未払法人税等	83,630
前払費用	104,848	前受金	553
その他	40,766	契約負債	1,714,498
貸倒引当金	△22	資産除去債務	1,802
固定資産	3,512,581	その他	98,598
有形固定資産	1,914,559	固定負債	454,468
建物	688,955	繰延税金負債	78,283
構築物	22,361	資産除去債務	316,723
機械及び装置	32,699	その他	59,461
車両運搬具	6,761	負債合計	3,116,054
工具、器具及び備品	98,272	純資産の部	
土地	238,044	株主資本	5,589,435
建設仮勘定	827,464	資本金	483,930
無形固定資産	40,085	資本剰余金	367,830
ソフトウェア	27,942	資本準備金	367,830
その他	12,142	利益剰余金	4,739,175
投資その他の資産	1,557,936	利益準備金	37,758
投資有価証券	331,110	その他利益剰余金	4,701,417
関係会社株式	207,210	固定資産圧縮積立金	9,589
長期前払費用	13,394	別途積立金	100,000
敷金及び保証金	739,447	繰越利益剰余金	4,591,828
その他	289,774	自己株式	△1,501
貸倒引当金	△23,000	評価・換算差額等	163,400
資産合計	8,871,761	その他有価証券評価差額金	163,400
		新株予約権	2,871
		純資産合計	5,755,706
		負債純資産合計	8,871,761

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	8,327,284
売上原価	1,977,204
売上総利益	6,350,079
販売費及び一般管理費	6,252,878
営業利益	97,201
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,677
雇用調整助成金	1,268
その他の	3,662
営業外費用	
支払利息	157
社宅等解約損料	191
支払手数料	5,027
その他	6
経常利益	5,382
特別損失	
固定資産除却損	9,677
解体撤去費用	8,298
関係会社株式評価損	5,377
税引前当期純利益	23,352
法人税、住民税及び事業税	52,018
法人税等調整額	△283
当期純利益	80,074
	51,734
	28,339

株主資本等変動計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2023年4月1日 期首残高	483,930	367,830	367,830	37,758	10,190	100,000	4,584,290	4,732,238	△1,426	5,582,573
当期変動額										
剰余金の配当							△21,402	△21,402		△21,402
固定資産圧縮積立金の取崩					△601		601	－		－
当期純利益							28,339	28,339		28,339
自己株式の取得									△74	△74
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										－
当期変動額合計	－	－	－	－	△601	－	7,537	6,936	△74	6,861
2024年3月31日 期末残高	483,930	367,830	367,830	37,758	9,589	100,000	4,591,828	4,739,175	△1,501	5,589,435

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2023年4月1日 期首残高	169,880	169,880	1,148	5,753,601
当期変動額				
剰余金の配当				△21,402
固定資産圧縮積立金の取崩				－
当期純利益				28,339
自己株式の取得				△74
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,479	△6,479	1,722	△4,756
当期変動額合計	△6,479	△6,479	1,722	2,104
2024年3月31日 期末残高	163,400	163,400	2,871	5,755,706

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	箕輪恵美子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーボンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	箕輪恵美子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び内部監査部門等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年（2021年）11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社シーボン 監査役会

常 勤 監 査 役 長 谷 川 浩 ㊞
監 査 役 伊 藤 三 奈 ㊞
(社 外 監 査 役)
監 査 役 立 川 正 人 ㊞
(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会 会場ご案内図

[会場]

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター ROOM A・B

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階



[交通ご案内]

▶ 南北線

六本木一丁目駅
西改札直結

▶ 日比谷線・大江戸線

六本木駅より徒歩6分

▶ 日比谷線

神谷町駅より徒歩10分

会場には駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

本株主総会におけるお土産の
配付・株主懇談会等はござい
ません。
何卒ご理解賜りますようお願い
いたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この冊子は、環境に優しい
植物油インキを使用して印刷しています。